

【漏水による水道料金の減免について】

今回の水道管凍結・破損による漏水につきましては、町内の全世帯を対象に、下記のとおり水道料金の減免措置をいたします。

対象期間：平成30年1月21日から平成30年2月21日までの今回2月使用分(3月9日請求、3月26日納付期限分)

減免方法：平成29年12月21日から平成30年1月20日までの 1月使用分(2月9日請求、3月26日納付期限分)と今回の 2月使用分のいずれか少ない方を今回2月使用分として水道料金を請求します。

減免手続：今回に限り、通常の**減免申請手続きは不要**です。

問合せ：上下水道課(Tel:52-3130)